

三河港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成28年5月

三河港港湾管理者

愛知県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成23年3月 第32回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成23年4月 交通政策審議会第41回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成26年10月 第36回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成27年 2月 第37回愛知県地方港湾審議会

の議を経た三河港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

I. 変更理由	1
II. マリーナ計画	2

I. 変更理由

海洋性スポーツ・レクリエーション需要の増大に対応するため、大塚地区のマリーナ計画を変更する。

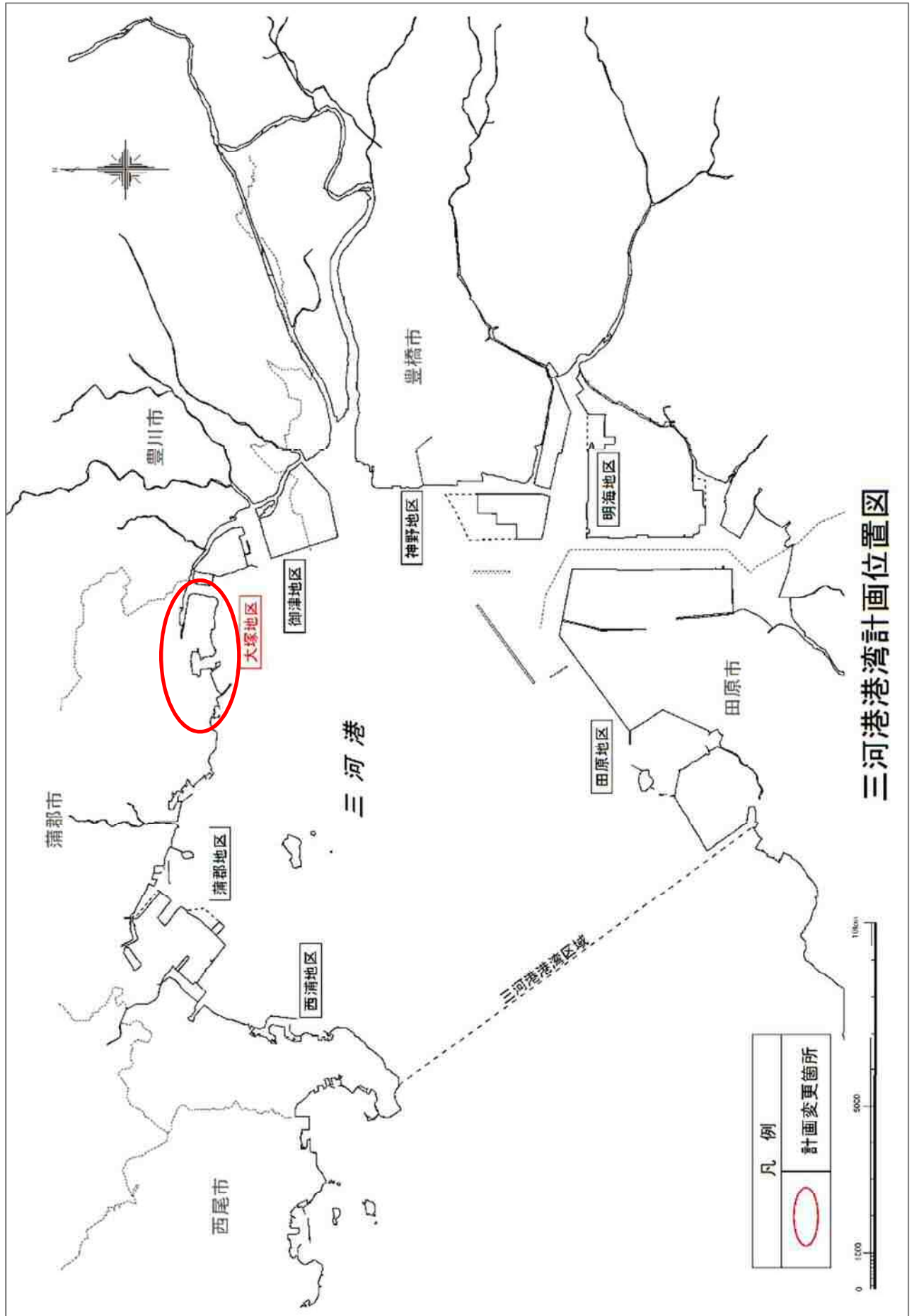
Ⅱ. マリーナ計画

海洋性スポーツ・レクリエーション需要の増大に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

海陽ヨットハーバー

小型栈橋 4基 [既設の変更計画]

〔 既設
小型栈橋 3基 〕



三河港港湾計画図（大塚地区）



凡 例	
	航路・泊地（既設）
	公共船揚場（既設）
	小型さん橋（今回計画）
	小型さん橋（既定計画）
	防波堤（既設）
	その他の用地（既設）
	交通機能用地（臨港道路）（既設）
	緑地（既設）
	海浜（既設）

S = 1 : 20,000

